

令和4年6月3日

## 監査報告書

公益財団法人フィットネス21事業団  
理事長 重江 秀樹 殿

公益財団法人フィットネス21事業団

監事 高橋 一夫 

監事 八木 春作 

公益財団法人フィットネス21事業団定款第29条第1項及び同監事監査規則第17条第3項の規定により、令和3年度における会計及び業務の監査を行ったので、次のとおり報告する。

- 1 監査の年月日 令和4年6月3日（金）
- 2 監査方法の概要
  - (1) 会計監査について 帳簿並びに関係証拠書類の閲覧など必要と思われる監査手続きを用いて照合確認を行い、計算書類の正確性を検討した。
  - (2) 業務監査について 業務の報告を聴取して、事業計画に基づいた議事録綴り及びその他の関係書類の閲覧など、必要と思われる監査手続きを用いて業務執行の妥当性を検討した。
- 3 監査意見
  - (1) 貸借対照表、正味財産増減計算書及び附属明細書並びに財産目録は、所定の様式に準拠して作成され、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支状況及び財産状況を正しく表示処理していると認める。
  - (2) 事業報告の内容は真実で、業務内容を適正に表示していると認める。
  - (3) 理事の職務執行は適正に行われ、職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する事実は無いと認める。

以上のとおり、事業計画に基づいて当初の目的を達成し、成果を修めかつ経費の節減に務められたことを報告します。

以上